

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業
に係る環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 11 月

株式会社 A-WIND ENERGY

目 次

I. 準備書についての意見と事業者の見解	1
1. 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解	1
1-1 公告の日及び方法	1
1-2 縦覧及び説明会に関する地域への情報提供の手法	1
1-3 準備書についての住民等の意見及び事業者の見解	8

I. 準備書についての意見と事業者の見解

1. 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

1-1 公告の日及び方法

公告の日及び方法は表 1-1-1 に示すとおりである。

表 1-1-1 公告の日及び方法

項目	内容
公告の日	平成 27 年 9 月 30 日（水）
公告の方法	日刊新聞紙に公告：秋田魁新聞 平成 27 年 9 月 30 日（朝刊）[図 1-1-1 参照] ホームページへ掲載：秋田県[図 1-1-2 参照]及び調査会社[図 1-1-3(1)～(2)参照]

1-2 縦覧及び説明会に関する地域への情報提供の手法

縦覧及び説明会に関する地域への情報提供の手法は表 1-2-1 に示すとおりである。

表 1-2-1 縦覧及び説明会に関する地域への情報提供の手法

項目	内容	
縦覧	縦覧期間	平成 27 年 9 月 30 日（水）から平成 27 年 10 月 29 日（木）まで 縦覧時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祭日を除く）
	縦覧場所	自治体庁舎 9 箇所及びインターネットの利用により縦覧を行った。 潟上市：潟上市役所、天王出張所、追分出張所 男鹿市：男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所 秋田市：秋田市役所、秋田市環境部庁舎、北部市民サービスセンター ホームページへ掲載：調査会社 [図 1-1-3(1)参照] (http://www.ns-kankyo.co.jp/nshp/katagami/swind.html)
	縦覧者数	潟上市：1 名、男鹿市：0 名、秋田市：0 名 合計：1 名
	意見書の提出期間	平成 27 年 9 月 30 日（木）から平成 27 年 11 月 12 日（木）まで
	意見書の提出方法	・各縦覧場所に設置した意見書箱への意見書の投函 ・事業者への郵送による意見書の提出 意見書用紙の様式は [図 1-2-3 参照]
	意見書提出数	1 通
説明会	公告の方法	日刊新聞紙に公告：秋田魁新聞 平成 27 年 9 月 30 日（朝刊）[図 1-1-1 参照] 自治体広報誌に掲載：広報かたがみ No.150 平成 27 年 10 月 1 日号 [図 1-2-1 参照] 広報おが No.151 平成 27 年 10 月 1 日号 [図 1-2-2 参照] ホームページへ掲載：秋田県 [図 1-1-2 参照]
	開催日時	平成 27 年 10 月 27 日（火） 18：30～20：30
	開催場所	キラ星館（天王グリーンランド内 潟上市天王字江川上谷地 109-2）
	来場者数	30 名

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会開催について

- 一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - ・名称 株式会社A・WIND ENERGY
 - ・代表者 代表取締役 千田邦宏
- 二、所在地 秋田県秋田市大町二丁目4番44号
- 三、第一種事業の名称(仮称) 潟上海岸における風力発電事業
- 三、第一種事業により設置されることとなる発電所の原動力の種類 風力
- 四、第一種事業により設置されることとなる発電所の出力 最大4万4千650キロワット
- 五、第一種事業実施想定区域 秋田県潟上市天王字浜山地区内
- 六、準備書の縦覧及び公表の方法並びに期間
 - ・縦覧場所
 - 潟上市 潟上市役所、天王出張所、追分出張所
 - 男鹿市 男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所
 - 秋田市 秋田市役所、秋田市環境部庁舎、北部市民サービスセンター
 - ・縦覧期間 平成27年9月30日～平成27年10月29日(土曜、日曜、祝日を除く)
 - ・縦覧時間 午前8時30分～午後5時
 - ・電子縦覧 URL <http://www.ns-kankyo.co.jp/inshp/katagami/swind.html>
- 七、意見の提出
 - 「準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に氏名、住所、準備書の名称、ご意見を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、ご郵送(平成27年11月12日(木)消印有効)ください。
 - ・意見書の提出先 株式会社A・WIND ENERGY
〒010-0921 秋田県秋田市大町二丁目4番44号
- ※意見書に記載された個人情報等は、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- 八、住民説明会の開催
 - ・会場 キラ星館(天王グリーンランド内)
 - ・日時 潟上市天王字江川上谷地109-2
平成27年10月27日(火) 午後18時30分～20時30分
- 九、公告事項へのお問い合わせ先
 - 株式会社A・WIND ENERGY
 - 電話 018-823-0151

図 1-1-1 日刊新聞紙における掲載内容 [秋田魁新聞(朝刊)平成27年9月30日(水)掲載]

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価の概要

事業名	(仮称) 潟上海岸における風力発電事業	
事業者	株式会社A-WIND ENERGY	
事業の種類	風力発電所の設置	
対象法令等	環境影響評価法	
事業実施場所	潟上市天王字浜山地内	
関係地域	秋田市、潟上市、男鹿市	
事業の規模	最大44,650kW (2,350kW級風力発電機を最大19基設置)	
準備書	公告日	平成27年9月30日
	縦覧期間	平成27年9月30日～平成27年10月29日
	縦覧場所	潟上市役所、天王出張所、追分出張所、 男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所、 秋田市役所、秋田環境部庁舎、北部市民サービスセンター
	インターネットによる公表	事業者ウェブサイト
	説明会開催日・場所	会場 キラ星館(天王グリーンランド内) 潟上市天王字江川上谷地109-2 日時 平成27年10月27日 18時30分～20時30分
	意見提出期限	平成27年11月12日(当日消印有効)
	意見数	
	知事意見	

図 1-1-2 秋田県のホームページによる掲載内容

「（仮称）潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の公表について

平成27年9月30日

株式会社 A-WIND ENERGYでは、潟上市天王字浜山地区内において風力発電事業を計画しております。この度、環境影響評価における「準備書」の縦覧を以下のとおり実施いたします。

1. 事業者の名称 株式会社 A-WIND ENERGY
代表者の氏名 代表取締役 千田 邦宏
所在地 秋田県秋田市大町2丁目4-44
2. 対象事業の名称 （仮称）潟上海岸における風力発電事業
種類 風力発電
規模 発電所出力 最大44,650キロワット
風力発電機の基数 最大19基
3. 対象事業実施区域 秋田県潟上市天王字浜山地区内
4. 縦覧の場所 潟上市 潟上市役所、天王出張所、追分出張所
男鹿市 男鹿市役所、脇本出張所、船越出張所
秋田市 秋田市役所（市民談話コーナー）、秋田市環境部庁舎、
北部市民サービスセンター
5. 縦覧の期間、及び時間
期間 平成27年9月30日（水）～平成27年10月29日（木）
時間 午前8時30分から午後5時00分まで
* 閉庁・閉館日時をのぞきます。
インターネットによる公表 ホームページURL
http://www.ns-kankyo.co.jp/nshp/katagami/pdf_2.html
6. 意見書の提出について
環境影響評価準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、平成27年11月12日（木）までに下記の問い合わせ先へご連絡ください（当日消印有効）。
7. この件に関する問い合わせ先
〒010-0921 秋田県秋田市大町2丁目4-44
株式会社 A-WIND ENERGY
TEL 018-823-0151（担当：田口、野中）

図 1-1-3 (1) 調査会社のホームページにおける掲載内容

「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価準備書」の公表について

平成27年9月30日

株式会社 A-WIND ENERGY

当社は、平成27年9月30日付で環境影響評価法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届出いたしました。

準備書及び要約書を、環境影響評価法第16条の規定に基づき公表します。

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 PDF (1.8MB)
第2章 対象事業の目的及び内容	 PDF (13.3MB)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	 PDF (14MB)
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	 PDF (6MB)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 PDF (1.3MB)
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	 PDF (1.5MB)
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	 PDF (1MB)
第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 PDF (7.9MB)
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	 PDF (256KB)
第10章 環境影響評価の結果 ※10章は閲覧に時間がかかります。開けない場合は下記「分割版」をご覧ください。	 PDF (156.3MB)
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 PDF (567KB)
第12章 その他環境省令で定める事項	 PDF (4.3MB)
意見書 (仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見書の提出について(意見書様式)	 PDF (79KB)

〈問い合わせ先〉

株式会社 A-WIND ENERGY

TEL 018-823-0151(担当: 田口、野中)

図 1-1-3 (2) 調査会社のホームページにおける掲載内容

「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業」

住民説明会開催のご案内

〈日 時〉 10月27日(火) 18時30分～20時30分
〈会 場〉 キラ星館(天王グリーンランド内)
◆お問い合わせは…株式会社A-WIND ENERGY
(秋田市大町2丁目4-44 ☎823-0151)

潟上市天王字浜山地内の県有地において「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業」を計画し、環境調査及び環境影響評価を行い、環境影響評価法第六条の規定に基づき準備書の届出を致しました。

つきましては、同法律に基づき、地域の皆様方に事業計画の概要並びに環境影響評価の結果について説明させていただくため、左記の日程にて住民説明会を開催致します。

図 1-2-1 広報かたがみにおける掲載内容 [広報かたがみNo.150 2015年10月1日号]

「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業」 住民説明会開催のご案内

潟上市天王字浜山地内の県有地において「(仮称) 潟上海岸における風力発電事業」を計画し、環境調査及び環境影響評価を行い、環境影響評価法第6条の規定に基づき準備書の届け出をいたしました。つきましては、同法律に基づき、地域の皆さまに事業計画の概要ならびに環境影響評価の結果を説明させていただくため、下記の日程にて住民説明会を開催いたします。

日 時 / 10月27日(火) 18時30分～20時30分
場 所 / キラ★星館(天王グリーンランド内)
▶お問い合わせ / 株式会社A-WIND ENERGY
(秋田市大町2丁目4-44) ☎018-823-0151

図 1-2-2 広報おがにおける掲載内容 [広報おがNo.151 2015年10月1日号]

(仮称) 潟上海岸における風力発電事業に係る環境影響評価

環境影響評価準備書に対する意見書

平成 年 月 日

事業者

株式会社 A-WIND ENERGY 宛

〒

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

環境影響評価準備書に対する意見の内容

※意見書の提出期間：平成27年9月30日（水）～平成27年11月12日（木）

※意見書の提出方法：備え付けのご意見箱にご投函下さい。また、下記の事業者までご郵送頂いても構いません（平成27年11月12日必着）。

※問合せ先：名 称 株式会社 A-WIND ENERGY

所在地 秋田県秋田市大町2丁目4-44

TEL 018-823-0151

図 1-2-3 意見書用紙

1-3 準備書についての住民等の意見及び事業者の見解

準備書について、地域への情報提供を行った結果、意見書の提出は1通で、述べられた環境の保全の見地からの意見は5件、その他の意見は2件の合計7件であった。

住民等からの意見の概要及び事業者の見解は(1)～(3)に示すとおりである。

表 1-3-1 (1) 住民等からの意見の概要及び事業者の見解（環境の保全の見地からの意見）

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 騒音に関する事項</p> <p>スウィッシュ音（ブレードの回転に伴う音）一般国道（101）江川～棒沼台 昼72dB、夜64dBですが、貴社規模（2.3メガ）の5m/sで99.5dB、7m/sで103dB、10m/sで105dBとなっており、19基稼働の場合にはどのような複合音騒音になるものかお知らせ願います。</p>	<p>昼間 72dB、夜間 64dB との調査結果は、道路交通騒音の現地調査結果であり、風車からの騒音と比較するものではありません。風車（スウィッシュ音含む）騒音の評価は、p. 10-2-3-21 (1188)～p. 10-2-3-24 (1191) に示しています。江川～棒沼台の現況騒音レベル（No.1～No.4 地点の等価騒音レベル L_{Aeq}）は昼間 48dB～58dB、夜間 43dB～57dB であり、風車稼働後（本事業 19 基、北側事業 4 基、南側事業 22 基の全てが稼働）の江川～棒沼台の騒音レベルは昼間 48dB～58dB、夜間 44dB～57dB と予測しています。</p>
2	<p>2. 風車の影（シャドーフリッカー）</p> <p>この現象は、ストロボ効果といわれている。ブレードの回転に伴ってブレードの影が高速で回転通過していきストロボを浴びた状態になる。風力発電のローターの径の10倍（920m）で発生する。周辺地域、公共施設、病院等があり、精神的な心痛がある可能性がある。特に配慮と対策が必要と思うが具体的にお知らせください。</p>	<p>風車の影（シャドーフリッカー）につきましては、施設の稼働に伴う風車の影の影響を低減するため、準備書 p. 10-1-3-24 (507) に記載した環境保全措置を講じていきます。また、準備書 p. 10-3-3-1 (1367) に記載したとおり、環境監視を行い、苦情や問題等が発生している場合は、必要に応じて調査を行い、その結果により著しい影響が生じていると判断した場合には、関係機関と協議のうえ、ブラインドの設置等、さらなる効果的な環境保全措置を検討していきます。</p>
3	<p>3. 低周波音（NC曲線）</p> <p>NC曲線は25～30を超えた場合となっている。30を超えると騒音と認識されている。昼間 33～93dB、夜間26～92dBとなっており、3km圏内の音圧レベルである。夜間停止、出力制限等、発生実績等で報告等の厳格化を求めます。健康に被害のない様に求めます。</p>	<p>準備書 p. 10-2-3-38 (1205) に G 特性音圧レベルの予測結果を記載したとおり、風車稼働後（本事業 19 基、北側事業 4 基、南側事業 22 基の全てが稼働）の G 特性音圧レベルは昼間 66dB～82dB、夜間 63dB～80dB と予測しています。超低周波音を感じる最小音圧レベル（ISO7196）の 100dB と比較すると、全ての結果が 100dB を下回る結果であったことから、健康被害が起きるようなレベルでないと考えております。ただし、準備書 p. 10-3-3-1 (1367) に記載したとおり、施設の稼働後も環境監視を行い、苦情や問題等が発生している場合は、必要に応じて調査を行い、その結果により著しい影響が生じると判断した場合には、関係機関と協議のうえ、さらなる効果的な環境保全措置を検討していきます。なお、ご意見いただいたNC値につきましては、交通騒音等、窓や壁を透過してくる外部からの騒音や、空調機等、内部の設備騒音を表す値として用いるもので、63Hz～8kHz までの各周波数帯の値をNC曲線にあてはめた値となります。</p>

表 1-3-1 (2) 住民等からの意見の概要及び事業者の見解（環境の保全の見地からの意見）

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
4	<p>4. 図 10-1-4-28(1) 希少猛禽類の飛跡図（ミサゴ） レッドデータブック 2014 日本の絶滅のおそれのある野生生物（環境省） ミサゴやワシ、タカ類は90dB～100dB以上で行動反応や繁殖行動に変化がみられるという事例がある。風力発電機の騒音等で生息環境への影響はどうか。又、ラムサール条約湿地潜在候補地大潟村がバックヤードにあり、ヒシクイ、マガン等の重要な鳥類の飛来地でもあり、環境保全措置の検討はどうか。</p>	<p>ミサゴやワシ、タカ類及びヒシクイ、マガン等の重要な鳥類につきましては、造成等の施工による重要な種への一時的な影響並びに施設の稼働後における影響を低減するため、準備書 p.10-1-4-426 (942) に記載した環境保全措置を講じることとしております。また、準備書 p.10-4-1-2 (1369) に記載したとおり事後調査を行い、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を得たうえで、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討し講じることとしております。</p>
5	<p>5. 表 7-1-5(1) 環境保全措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 風力発電機は、できる限り民家から離れた位置に配置する。 2. 風力発電機は、低騒音型の機種を採用する。維持管理により異常音の発生を抑制する。 3. 風力発電機は、稼働に伴う風車の影の影響を低減する。万一障害が発生した場合、ブラインド等の対策を設置、対策を講ずる。 4. 風力発電機は稼働後に定期的に地元と話し合いの場を設け、情報を共有した上で、必要に応じて対策を講じることとする。 5. 景観資源であり延長（17km）海蝕段丘、火山群、砂洲で結ばれた珍しい地形であり、自然景観資源であり、国、県、市の公共団体の基準又は目標との整合性を環境保全の基準等の整合を図る様に。 男鹿半島は海底から隆起した島で国定公園（昭和45年5月15日指定）砂洲により半島の地形（約7,000万年）主要景観資源となっている。又生態系の変化も考えられる。里地、里山、夕日の松原（天王～飯島）巾0.8～1.5km、面積870ha、樹齢30～90年となっており、防風保安林指定となっている。バックヤードに八郎湖、男鹿半島の地形やバードストライク障害等には十分に配慮すべきである。本事業に伴う障害がある場合に、その状況により至急に対応出来る様に自治会、町内会等協定書の契約書を結ぶようお願い致します。尚、イソップ童話の「北風と太陽」の結末の様に、教えは強制より説得が有効、無理せず自然への畏敬の念を忘れずに、「原発事故の様に平成5年に爆発事故」になるとの文献もあり、その本質を十分理解の上、対応致して下さい。最後に本事業が住民に御理解出来る様に計画実施される事を節にお願い申し上げます。 	<p>環境保全措置につきましては、準備書の p.10-3-2-18 (1366) ～p.10-4-1-2 (1369) に記載したとおり実施し、影響の回避、低減を図っていきます。また、バードストライク障害等につきましては、準備書 p.10-4-1-2 (1369) に記載したとおり事後調査を行い、事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には、専門家の指導・助言を得たうえで、その時期の最新の手法を取り入れた環境保全措置等を検討し講じることとしております。</p> <p>自治会、町内会等と協定書や契約書を締結することにつきましては、今後、潟上市役所及び自治会長（町内会長）と相談しながら対応を検討してまいります。</p>

表 1-3-1 (3) 住民等からの意見の概要及び事業者の見解 (その他の意見)

No.	住民等からの意見の概要	事業者の見解
1	<p>1. 工事の方法及び規模</p> <p>伐採工事 6.84ha</p> <p>風力発電工事 19ヶ所</p> <p>基礎工事 19ヶ所 16m×16m</p> <p>杭の長さ40~60m想定見込</p> <p>N値は(支持地層)はそれぞれ異なると思うが、ボーリング調査の結果についてお知らせ願います。</p>	<p>ボーリング調査の結果につきましては、現時点でボーリング調査を行っていないため、支持地層を示すことができません。ボーリング調査は環境影響評価終了後に、風車の建設予定地点全箇所を実施する予定です。</p>
2	<p>2. 保安林の指定状況</p> <p>森林法に基づく防風及び保健の目的は又砂防の指定等に関する解除の場合は「責任は秋田県」にあるものかお知らせ願います。</p>	<p>保安林等の指定に関する解除は、秋田県に申請し手続きを行うこととなります。なお、今回の事業地は2014年3月に、秋田県が風力発電を行う場所として、保安林解除をする前提で、事業者を公募した場所となっております。</p>